

表 ○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）新旧対照

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、<u>二</u>に掲げる資格を有する者並びに(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあつては平成三十年三月三十一日までの間）は、前号の要件を満たしているものとみなす。</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、<u>ロ</u>に掲げる資格を有する者並びに(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 適用日から平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者については、<u>二</u>の要件を満たしているものとみなす。</p>

（傍線部分は改正部分）

四 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所又は施設等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、第二号の要件を満たしているものとみなす。

五・六 (略)

(新設)

四・五 (略)